

○財務省告示第三百九十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年九月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十											
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位											
割引短期国庫債券（第三百八十	五回）	三十九年法律第六号）第五條第	一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	適用を受けるといふ。その規定の	替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための	引受け額で五兆七千七百七十	億五千万円	千	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年九月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭八厘	平成十八年九月二十日	償還期限

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
十 銀 金 金 を と
七 行 額 支 き は
年 百 円 に 、 そ
九 円 づ き の 翌
月 百 円 営 業
二 日 日 日
十 日